

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二、第三十八条、第三十八条の六及び第三十八条の三十一の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 〔一〇七の四 略〕 七の五 設備規則第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 〔八・九 略〕 〔2 略〕 （特定無線局の無線設備の規格） 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 〔一 略〕 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 〔(1)〓(14) 略〕 (15) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル５Ｇ（設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの 〔(16)・(17) 略〕 (18) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル５Ｇの陸上移動局を除く。）に係るもの 〔(19)〓(29) 略〕 〔三〓七の四 略〕 七の五 電気通信業務以外の業務を行うことを目的とする陸上移動局（ローカル５Ｇの無線局を除く。） 〔(1) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの〕 〔(2) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの〕 〔(3) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの〕 〔八〓十二 略〕	(特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二 〔同上〕 〔一〇七の四 同上〕 〔新設〕 〔八・九 同上〕 〔2 同上〕 （特定無線局の無線設備の規格） 第十五条の三 〔同上〕 〔一 同上〕 二 〔同上〕 〔(1)〓(14) 同上〕 (15) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル５Ｇ（設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの 〔(16)・(17) 同上〕 (18) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル５Ｇの陸上移動局を除く。）に係るもの 〔(19)〓(29) 同上〕 〔三〓七の四 同上〕 〔新設〕 〔八〓十二 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後			改正前		
目次			目次		
「第一章～第三章 略」			「第一章～第三章 同上」		
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件			第四章 「同上」		
「第一節～第四節の十五 略」			「第一節～第四節の十五 同上」		
第四節の十六 二・二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）			第四節の十六 二・二GHz帯、二・六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九）		
「第四節の十七～第九節 略」			「第四節の十七～第九節 同上」		
「第五章 略」			「第五章 同上」		
附則			附則		
（定義）			（定義）		
第三条 この規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。			第三条 「同上」		
「一～四の六 略」			「一～四の六 同上」		
四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）又は時分割複信方式を用いる無線通信であつて、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）（以下「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信」という。）のうち、電気通信業務を行うことを目的とするものをいう。			四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。		
「二～十六 略」			「二～十六 同上」		
（空中線電力の許容偏差）			（空中線電力の許容偏差）		
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			第十四条 「同上」		
送信設備			送信設備		
許容偏差		許容偏差	許容偏差		許容偏差
上限（パーセント）	下限（パーセント）	上限（パーセント）	下限（パーセント）	上限（パーセント）	下限（パーセント）
「略」	「略」	「略」	「略」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は	「略」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Gの無線局の送信設備

〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----	-----	-----

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔２５７ 略〕

８ 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下、四・九GHzを超え五・〇GHz以下、二五・二五GHzを超え二八・二GHz以下若しくは二九・一MHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局並びにローカル５Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇九 略〕

無線局の種類	周波数幅	副次的に発する電波の限度
基地局（二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一三六デシベル以下の値

直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Gの無線局の送信設備

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
------	------	------

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 〔同上〕

〔２５７ 同上〕

８ 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下、四・九GHzを超え五・〇GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下若しくは二九・一MHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル５Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇九 同上〕

無線局の種類	周波数幅	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一三六デシベル以下の値

14	無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九MHz以	〔9～13 略〕	波数の電波を使用するものに限る。）									
			基地局（二六・五GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）									
			イ	一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で（一）三〇デシベル以下の値							
			ウ	一八GHz以上二二GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一五デシベル以下の値							
			エ	二二GHz以上二二・七五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一〇デシベル以下の値							
			オ	二九GHz以上三〇・七五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一〇デシベル以下の値							
			カ	三〇・七五GHz以上四〇・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一五デシベル以下の値							
			キ	四〇・五GHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一〇MHz幅で（二）二〇デシベル以下の値							
			ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）三六デシベル以下の値							
			イ	一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で（一）三〇デシベル以下の値							
			ウ	一八GHz以上二三・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一五デシベル以下の値							
			エ	二三・五GHz以上二五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一〇デシベル以下の値							
			オ	三一GHz以上三二・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一〇デシベル以下の値							
			カ	三二・五GHz以上四一・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（二）一五デシベル以下の値							

14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九MHz以	〔9 ～ 13 同上〕	〔同上〕	
	〔同上〕	〔同上〕	
	〔同上〕	〔同上〕	
	〔同上〕	〔同上〕	
	〔同上〕	〔同上〕	
	〔同上〕	〔同上〕	
	〔同上〕	〔同上〕	

下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・一二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

【表略】

【15～35 略】

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 【略】

【一・二 略】

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二五・二五GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

【一・二 略】

三 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

【イ・ロ 略】

ハ 空中線電力は、三・一六ワット以下であること。ただし、次に掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が三・一六ワット以下であること。

- (1) 二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下
- (2) 二六・五GHzを超え二九・五GHz以下

【ニ 略】

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に

下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・一二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

【表同上】

【15～35 同上】

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 【同上】

【一・二 同上】

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

【一・二 同上】

【同上】

【イ・ロ 同上】

ハ 空中線電力（二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、三・一六ワット以下であること。

- 【新設】
- 【新設】

【ニ 同上】

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に

掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔（MHz）	周波数幅	漏えい電力（デシベル（ミリワットを〇デシベルとする。））
五〇	四七・五八	（一）十三・六
一〇〇	九五・一六	（一）一〇・六
二〇〇	一九〇・二〇	（一）七・六
四〇〇	三八〇・二八	（一）四・六

〔四・五 略〕

〔3～7 略〕

第四節の十六 二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

（二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

第四十九条の十九 二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・七 GHz を超え二三 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超え三八・五 GHz 以下又は三九・〇五 GHz を超え三九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一～四 略〕

〔2 略〕

3 二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一～四 略〕

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

〔表略〕

注

〔1～30 略〕

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔（MHz）	周波数幅	漏えい電力（デシベル（ミリワットを〇デシベルとする。））
五〇	四七・五二	（一）十三・六
一〇〇	九五・〇四	（一）一〇・六
二〇〇	一九〇・〇八	（一）七・六
四〇〇	三八〇・一六	（一）四・六

〔四・五 同上〕

〔3～7 同上〕

第四節の十六 二二 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

（二二 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）

第四十九条の十九 二二 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・七 GHz を超え二三 GHz 以下、二五・二五 GHz を超え二七 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超え三八・五 GHz 以下又は三九・〇五 GHz を超え三九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一～四 同上〕

〔2 同上〕

3 二二 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一～四 同上〕

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

〔表同左〕

注

〔1～30 同左〕

31 〔同左〕

(1) 携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備に使用するもの 【ア～ケ 略】 コ 第49条の6の12第2項に規定する<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信</u>を行う無線局及びローカル5Gの無線局 【サ 略】 【(1)～(12) 略】 ⑬ 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備 (10⁻⁹) 【⑭～⑯ 略】 【32～58 略】 別表第二号 (第6条関係) 【第1～第11 略】 第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信</u>を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。 【1～5 略】 6 <u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信</u>を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備 【(1)～(4) 略】 【第13～第32 略】 第33 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、務大臣が別に告示で定める	(1) 【同左】 【ア～ケ 同左】 コ 第49条の6の12第2項に規定する<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信</u>を行う無線局及びローカル5Gの無線局 【サ 同左】 【(1)～(12) 同左】 ⑬ 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備 50 (10⁻⁹) 【⑭～⑯ 同左】 【32～58 同左】 別表第二号 (第6条関係) 【第1～第11 同左】 第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信</u>を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。 【1～5 同左】 6 <u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信</u>を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備 【(1)～(4) 同左】 【第13～第32 同左】 第33 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に
--	---

値とする。 〔第34～第81 略〕 別表第三号（第7条関係） 〔1～16 略〕 17 携帯無線通信を行う無線局、携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。 〔(1)・(2) 略〕	告示で定める値とする。 〔第34～第81 同左〕 別表第三号（第7条関係） 〔1～16 同左〕 17 〔同左〕
(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 〔18～33 略〕	〔(1)・(2) 同左〕 (3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 〔18～33 同左〕
34 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1 W以下の送信設備であつて、54.28GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 (1) に規定する値にかかわらず、50μW以下である。 〔35～72 略〕	34 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1 W以下の送信設備であつて、54.28GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 (1) に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。 〔35～72 同左〕
備考	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は生記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 〔1〕・〔2〕 略 〔3〕 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 〔表 別紙一 挿入〕 〔注 1〕23 略 〔イ・ウ 略〕 〔1〕・〔3〕 略 別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一〔i〕関係） 第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書 〔様式略〕 〔注 1〕・2 略 3 2の〔i〕の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54、149.01、149.03、153.33、165.97MHz」のように記載するほか、次によること。 〔〔i〕～〔g〕 略〕 〔4〕 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 〔ア～シ 略〕 ス 25.25GHzを超え27.5GHz以下の周波数帯	別表第一号 〔同上〕 一 〔同上〕 〔1〕・〔2〕 〔同上〕 〔3〕 〔同上〕 〔同上〕 ア 〔同上〕 〔表 別紙一 挿入〕 〔注 1〕23 〔同上〕 〔イ・ウ 同上〕 〔1〕・〔3〕 〔同上〕 別表第二号 〔同左〕 第一 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注 1〕・2 〔同左〕 3 〔同左〕 〔〔i〕～〔g〕 同左〕 〔4〕 〔同左〕 〔ア～シ 同左〕 ス 27.0GHzを超え29.5GHz以下の周波数帯

セ 26.5GHzを超え29.5GHz以下の周波数帯 〔5〕・〔6〕 略 〔4～12 略〕 〔第二～第六 略〕	〔新設〕 〔5〕・〔6〕 同左〕 〔4～12 同左〕 〔第二～第六 同左〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（無線設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第二条の規定による改正前の無線設備規則（以下「旧設備規則」という。）第四十九条の六の十二第二項に規定する無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

3 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

5 第二項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備であつて、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、新設備規則第四十九条の六の十二に係る二六・五GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局の無線設備の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している旧設備規則第四十九条の十九に規定する無線設備の条件については、新設備規則の規定にかかわらず、令和十三年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日から令和十三年五月三十一日までの間に限り、新設備規則の規定にかかわらず、旧設備規則第四十九条の十九の条件に適合する無線設備を使用する無線局の再免許又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所又は移動範囲）の変更（非常災害時における重要通信の疎通の確保を目的とするものその他必要と認められるものに限る。）及び無線設備の工事設計の変更の許可をすることができ、この場合において、当該再免許又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の十九に規定する無線設備に係る技術基準適合証明等は、令和十三年五月三十一日までの間は、なお効力を有する。

第二條第一項第十號の線路の設備

第二條第一項第十號の線路の設備

第二條第一項第十號の線路の設備

○ 注 13

○ 注 13



○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第二項第二号及び別表第三号17⁽³⁾の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十二号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）及びローカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件 1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継を行う。以下この項において同じ。）を行うものを除く。）の送信装置 〔(3)・(4) 略〕 〔2〕9 略〕 二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二五・二五GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二八・二GHzを超え二九・一以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件 1 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 陸上移動局（中継（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下この項において同じ。）を行うものを除く。）の送信装置 〔ア・イ 略〕 (3) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置 ア 陸上移動局と通信を行う送信装置 次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた	一 〔同上〕 1 〔同上〕 〔(1) 同上〕 (2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置 〔(3)・(4) 同上〕 〔2〕9 同上〕 二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二八・二GHzを超え二九・一以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件 1 〔同上〕 〔(1) 同上〕 (2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置 〔ア・イ 同上〕 (3) 〔同上〕 ア 〔同上〕 次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた

周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一〇・三dB以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・一二
[略]	[略]	[略]

〔注 略〕

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・一二
[略]	[略]	[略]

〔注 略〕

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一〇・三dB以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・一二
[略]	[略]	[略]

〔注 略〕

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた

周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一三dB以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
[同上]	[同上]	[同上]

〔注 同上〕

イ

〔同上〕
〔同上〕

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
[同上]	[同上]	[同上]

〔注 同上〕

(4)

ア 〔同上〕

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一三dB以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
[同上]	[同上]	[同上]

〔注 同上〕

イ

〔同上〕
〔同上〕

周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・一二
[略]	[略]	[略]

[注 略]

[2] 4 略]

5 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

[表略]

注 1 基地局が使用する周波数帯 (二五・二五 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数帯をいう。) の端から一・五 GHz 未満の周波数帯に限り適用する。

[2・3 略]

(2) 略]

(3) 陸上移動局 (中継を行うものに限る。) の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五 MHz 以上通過帯域幅の一〇％に〇・五 MHz を加えた値未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二・三 dBm 以下の値
通過帯域幅の一〇％に〇・五 MHz を加えた値以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値

注 1 送信周波数帯域の端から一・五 GHz 未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端 (不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。) から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五 MHz 以上通過帯域幅の一〇％に〇・五 MHz を加えた値未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二・三 dBm 以下の値
通過帯域幅の一〇％に〇・五 MHz を加えた値以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
[同上]	[同上]	[同上]

[注 同上]

[2] 4 同上]

5 [同上]

(1) [同上]

[表同上]

注 1 基地局が使用する周波数帯 (二七 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数帯をいう。) の端から一・五 GHz 未満の周波数帯に限り適用する。

[2・3 同上]

(2) 同上]

[新設]

・五MHzを加えた値未満	平均電力が(一)二・三dBm以下の値
通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五MHz以上通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二・三dBm以下の値
通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五MHz以上送信周波数帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二・三dBm以下の値
送信周波数帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする

(1) 基地局の送信装置

〔表略〕

注1 基地局が使用する周波数帯（二五・二五GHzを超え二九・五GHz以下の周波数帯を

	〔新設〕	
	〔同上〕	
6 〔同上〕	(1) 〔同上〕	
	注1 基地局が使用する周波数帯（二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数帯をいう。）	

いう。)の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2 略〕

3 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)九dBm以下の値とする。

(2) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信装置

〔表略〕

〔注1〕3

4 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五dBm以下の値とする。

(3) 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を含む場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)九dBm以下の値とする。

イ 基地局と通信を行う送信装置

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五dBm以下の値とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)九dBm以下の値とする。

(一)の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2 同上〕

3 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)九dBm以下の値とする。

(2) 〔同上〕

〔表同上〕

〔注1〕3

4 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下の周波数にかかる場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五dBm以下の値とする。

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を含む場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)九dBm以下の値とする。

イ 〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五dBm以下の値とする。

(4) 〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあつては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)九dBm以下の値とする。

イ 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。 〔注1 略〕 〔7・8 略〕	イ dBm以下の値とする。 〔同上〕 〔表同上〕 〔注1 同上〕 2 搬送波の送信周波数帯域が二七GHzを超え二七・五GHz以下を含む場合にあっては、二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五dBm以下の値とする。 〔7・8 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前																																
〔一〕六 略 六の二 設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル5 G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5 Gをいう。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性 1 時分割複信方式を用いるものの受信設備 〔1〕 略 (2) 二五・二五 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する受信設備 ア 感度 〔7〕 略 (i) 陸上移動局の感度 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の(i)又は(ii)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。 (i) 設備規則第四十九条の六の十二第二項各号（第五号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局			〔一〕 同上 六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5 G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5 Gをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性 1 〔同上〕 〔1〕 同上 (2) 二七 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する受信設備 ア 〔同上〕 〔7〕 同上 (i) 〔同上〕																																
(ii) (i)に掲げるもの以外のもの <table><tr><td>周波数帯域（GHz）</td><td>チャネル間隔（MHz）</td><td>基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</td></tr><tr><td>二五・二五を超え二九・五以下</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>			周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））	二五・二五を超え二九・五以下	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(ii) 〔同上〕 <table><tr><td>周波数帯域（GHz）</td><td>チャネル間隔（MHz）</td><td>基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</td></tr><tr><td>二七を超え二九・五以下</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table>			周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））	二七を超え二九・五以下	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））																																	
二五・二五を超え二九・五以下	〔略〕	〔略〕																																	
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））																																	
二七を超え二九・五以下	〔同上〕	〔同上〕																																	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																																	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																																	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕																																	
<table><tr><td>周波数帯域（GHz）</td><td>チャネル間隔（MHz）</td><td>基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</td></tr><tr><td>二五・二五を超え二九・五</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>			周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））	二五・二五を超え二九・五	〔略〕	〔略〕	<table><tr><td>周波数帯域（GHz）</td><td>チャネル間隔（MHz）</td><td>基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</td></tr><tr><td>二七を超え二九・五以下</td><td>〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table>			周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））	二七を超え二九・五以下	〔同上〕	〔同上〕																		
周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））																																	
二五・二五を超え二九・五	〔略〕	〔略〕																																	
周波数帯域（GHz）	チャネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））																																	
二七を超え二九・五以下	〔同上〕	〔同上〕																																	

備考 表中の「」の記載は注記である。	以下		「略」	「略」
	「イゝエ 略」			
	「2 略」			
	「七ゝ二十四 略」			
		「イゝエ 同上」	「同上」	「同上」
	「2 同上」			
	「七ゝ二十四 同上」			

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第 三 巻

第 三 編

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとす
る。

〔同左〕

無 線 局

周 波 数

〔1～3 略〕

4 基幹放送局

526. 5kHzを超え1, 606. 5kHz以下
3, 925kHz
3, 945kHz
5, 900kHzを超え6, 200kHz以下
7, 200kHzを超え7, 450kHz以下
9, 400kHzを超え9, 900kHz以下
11, 600kHzを超え12, 100kHz以下
13, 570kHzを超え13, 870kHz以下
15, 100kHzを超え15, 800kHz以下
17, 480kHzを超え17, 900kHz以下
21, 450kHzを超え21, 850kHz以下
25, 670kHzを超え26, 100kHz以下
76MHzを超え108MHz以下
207. 5MHz以上222MHz以下
470MHzを超え710MHz以下
11. 7GHzを超え12. 75GHz以下
25. 25GHzを超え27GHz以下

5 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局（当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。）

〔注 略〕

無 線 局

周 波 数

〔1～3 同左〕

4 基幹放送局

526. 5kHzを超え1, 606. 5kHz以下
3, 925kHz
3, 945kHz
5, 900kHzを超え6, 200kHz以下
7, 200kHzを超え7, 450kHz以下
9, 400kHzを超え9, 900kHz以下
11, 600kHzを超え12, 100kHz以下
13, 570kHzを超え13, 870kHz以下
15, 100kHzを超え15, 800kHz以下
17, 480kHzを超え17, 900kHz以下
21, 450kHzを超え21, 850kHz以下
25, 670kHzを超え26, 100kHz以下
76MHzを超え108MHz以下
207. 5MHz以上222MHz以下
470MHzを超え710MHz以下
11. 7GHzを超え12. 75GHz以下

〔注 同左〕

備考 表中の「」の記号は誤記をいふ。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項第五号の規定に基づき、総務大臣が公示する区域を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法第六条第八項第五号に規定する総務大臣が公示する区域は、次の表左欄に掲げる同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局が使用する周波数に及び、それぞれ同表右欄に掲げる区域とする。

周波数の範囲	区域
25.25GHzを超え27GHz以下	全国

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後				変 更 前				
第2 周波数割当表 [1～7 略] 周波数割当表 [第1表・第2表 略]				第2 周波数割当表 [1～7 同左] 周波数割当表 [第1表・第2表 同左]				
第3表 10GHz—3000GHz				第3表 10GHz—3000GHz				
[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
5	25.25—25.	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
		移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用		[同左]	[同左]	割当ては、別表10—1によるものとし、別表10—1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。	
	25.5—27	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
		[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	
		移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用		[同左]	[同左]	割当ては、別表10—1によるものとし、別表10—1により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年5月31日までに限る。	
	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
		[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	
		[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	
[別表1—1～別表10—3 略]				[別表1—1～別表10—3 同左]				
別表10—4 シンクルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表				[新設]				
25.25GHzを超え27.0GHz以下				[別表11—1～別表11—3 同左]				
[別表11—1～別表11—3 略]				[別表11—1～別表11—3 同左]				
備考 表中「」の記載及び対象規定の二重下線を付した欄記号を強く付した二重下線を付した欄記号とする。								

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 無線設備の規格コード	
項目		項目	
【略】	コード	【同左】	コード
設備規則第49条の6の12第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局又は設備規則第49条の6の13第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	N R	設備規則第49条の6の12第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局又は設備規則第49条の6の13第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	N R
【略】	【略】	【同左】	【同左】
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R C	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R C
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	【略】	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	【同左】

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号へ、第四十九条の六の十第一項第一号へ、第四十九条の六の十二第一項第一号へ及び第二項第一号へ、第四十九条の六の十三第一項第一号へ、第四十九条の二十九第一項第一号ホ並びに第四十九条の二十九の二第一項第一号ホの規定に基づき、令和六年総務省告示第二百七十八号（無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号。以下「無線局根本基準」という。）第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセシブシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局を除く。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行っていない通信は、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であって、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局（無線局根本基準第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセシブシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局を除く。）の免許人を提供主体とする電気通信業務の用に供するものとする。	シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号。以下「無線局根本基準」という。）第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセシブシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局を除く。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行っていない通信は、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であって、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局（無線局根本基準第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセシブシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局を除く。）の免許人を提供主体とする電気通信業務の用に供するものとする。

○ 総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準（平成 13 年）の一部を改正する訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。対応する改正後に
電波の掲げ線に関する規定は、これを加える。
次に掲げる電波の掲げ線に関する規定は、これを加える。
欄二

改正後		改正前			
目次		目次			
【第1章～第5章 略】		【第1章～第5章 同左】			
第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査(第17条の2―第17条の6)		第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査(第17条の2―第17条の6)			
第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の審査		【第6章～第14章 同左】			
【第6章～第14章 略】		(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)			
(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)		第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。		【(1)・(2) 同左】	
【(1)・(2) 略】		(3) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用（基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジョン放送の無線局の場合に限る。）であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定特定基地局開設者であること。		【イ～ク 同左】	
【イ～ク 略】		【(4)～(14) 略】		【(4)～(14) 同左】	
【(4)～(14) 略】		(認定特定基地局開設者の地位の承継の許可)		(認定開設者の地位の承継の許可)	
(認定特定基地局開設者の地位の承継の許可)		【第17条の6 略】		【第17条の6 同左】	
【第17条の6 略】		第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の審査		【新設】	
第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の審査		(価額競争の参加の審査)			
(価額競争の参加の審査)		第17条の7 免許規則第25条の8の3の申請書を受理したときは、法第27条の20の3第3項の規定に			

基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、申請者が価額競争に参加することができることとする。

- 二 その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること。
- 三 その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること。

別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準

〔第 1 略〕

第 2 陸上関係

1 電気通信業務用

〔 (1) ～ (15) 略 〕

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

〔ア～ケ 略〕

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表 1 によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア) 法第 27 条の 12 第 3 項第 7 号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定特定基地局開設者と当該無線局の免許人等 (D 及び J) にあつては所有者又は占有者) との間で当該終了促進措置の実施 (当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。) 及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔 A ～ J 略 〕

〔 (イ) ～ (シ) 略 〕

〔 コ ～ タ 略 〕

〔別表 (16) － 1 ・別表 (16) － 2 略 〕

〔 (17) ～ (21) 略 〕

〔 2 ～ 4 略 〕

〔第 3 略〕

第 4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

〔ア～ケ 略 〕

コ その他

〔 (ア) ～ (ウ) 略 〕

(エ) 施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 及び第 3 号の 2 に掲げる無線局 (27. 0GHz を超え 28. 2GHz 以下又は 29. 1GHz を超え 29. 5GHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。) の包括免許に際しては、法第 104 条の 2 の規定により、 「この周波数の使用は、 27. 0GHz を超え

別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準

〔第 1 同左〕

第 2 陸上関係

1 電気通信業務用

〔 (1) ～ (15) 同左 〕

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

〔ア～ケ 同左 〕

ケ 周波数の指定

〔同左 〕

(ア) 法第 27 条の 12 第 3 項第 7 号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等 (D 及び J) にあつては所有者又は占有者) との間で当該終了促進措置の実施 (当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の変更の実施を含む。) 及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔 A ～ J 同左 〕

〔 (イ) ～ (シ) 同左 〕

〔 コ ～ タ 同左 〕

〔別表 (16) － 1 ・別表 (16) － 2 同左 〕

〔 (17) ～ (21) 同左 〕

〔 2 ～ 4 同左 〕

〔第 3 同左 〕

第 4 同左 〕

1 同左 〕

(1) 同左 〕

〔ア～ケ 同左 〕

コ その他

〔 (ア) ～ (ウ) 同左 〕

〔新設 〕

31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用に妨害を与えない場合に限る。」 とする旨の条件を付すものとする。 〔（２）～（２１） 略〕 〔２～４ 略〕 〔第５ 略〕	〔（２）～（２１） 同左〕 〔２～４ 同左〕 〔第５ 同左〕
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。